

横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則 新旧対照表

現行	改正案
<p>(第1条から第27条まで省略) (欠格事項に係る法律)</p> <p>第28条 条例第19条第1号に規定する規則で定める法律は、次に掲げる法律とする。</p> <p>(第1号から第10号まで省略)</p> <p>(1) <u>特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律</u> (平成13年法律第64号)</p> <p>(第12号から第14号まで省略)</p>	<p>(第1条から第27条まで省略) (欠格事項に係る法律)</p> <p>第28条 条例第19条第1号に規定する規則で定める法律は、次に掲げる法律とする。</p> <p>(第1号から第10号まで省略)</p> <p>(1) <u>フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律</u> (平成13年法律第64号)</p> <p>(第12号から第14号まで省略)</p>
<p>(第29条から第46条まで省略) (拡声機を使用する宣伝放送の禁止区域)</p> <p>第47条 条例第51条第2項に規定する規則で定める区域は、次に掲げる施設の敷地の周囲50メートル以内の区域とする。</p> <p>(第1号から第5号まで省略)</p>	<p>(第29条から第46条まで省略) (拡声機を使用する宣伝放送の禁止区域)</p> <p>第47条 条例第51条第2項に規定する規則で定める区域は、次に掲げる施設の敷地の周囲50メートル以内の区域とする。</p> <p>(第1号から第5号まで省略)</p>
<p>(第48条から第90条の3まで省略) (エネルギー供給事業者による情報の提供)</p> <p>第90条の4 条例第146条の4に規定する規則で定めるエネルギーの供給を行う者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) <u>電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第10号に規定する電気事業者及び同項第12号に規定する卸供給事業者</u></p> <p>(第2号及び第3号省略)</p>	<p>(第48条から第90条の3まで省略) (エネルギー供給事業者による情報の提供)</p> <p>第90条の4 条例第146条の4に規定する規則で定めるエネルギーの供給を行う者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) <u>電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第17号に規定する電気事業者</u></p> <p>(第2号及び第3号省略)</p>
<p>(第91条から別表第10まで省略)</p>	<p>(第91条から別表第10まで省略)</p>

別表第11（第5条の3、第34条第1項及び第37条第2項）

公共用水域に排出される排水の規制基準(1)
事業所の排水の排水指定物質に係る許容限度は、次に定めるとおりとする。

（単位 mg/L、ダイオキシン類については pg-TEQ/L）

物質の種類	許容限度
（省 略）	
トリクロロエチレン	<u>0.3</u>
（省 略）	

（備考省略）

（別表第12から別表第14まで省略）

別表第15（第56条第1項及び第2項、第59条の36第2項第3号並びに第60条の7第1項第3号）

地下水浄化基準

（単位mg/L、ダイオキシン類についてはpg-TEQ/L）

地下浸透禁止物質の種類	基準値	測定方法
（省 略）		
トリクロロエチレン	<u>0.03</u>	（省 略）
（省 略）		

（備考省略）

（以下省略）

別表第11（第5条の3、第34条第1項及び第37条第2項）

公共用水域に排出される排水の規制基準(1)
事業所の排水の排水指定物質に係る許容限度は、次に定めるとおりとする。

（単位 mg/L、ダイオキシン類については pg-TEQ/L）

物質の種類	許容限度
（省 略）	
トリクロロエチレン	<u>0.1</u>
（省 略）	

（備考省略）

（別表第12から別表第14まで省略）

別表第15（第56条第1項及び第2項、第59条の36第2項第3号並びに第60条の7第1項第3号）

地下水浄化基準

（単位mg/L、ダイオキシン類についてはpg-TEQ/L）

地下浸透禁止物質の種類	基準値	測定方法
（省 略）		
トリクロロエチレン	<u>0.01</u>	（省 略）
（省 略）		

（備考省略）

（以下省略）